

第4回自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会 議事概要

日時 令和6年8月19日（月）10:00～12:30

場所 中央合同庁舎3号館8階物流・自動車局第一・第二会議室

出席者

【有識者】

大聖 座長
梅林 委員
山下 委員

【国土交通省物流・自動車局】

鶴田 局長
久保田 次長
大辻 総務課長
猪股 技術・環境政策課長
杉崎 車両基準・国際課長
小磯 審査・リコール課長

【独立行政法人自動車技術総合機構】

松田 交通安全環境研究所長
鈴木 交通安全環境研究所 自動車認証審査部長
(オブザーバー) 経済産業省製造産業局自動車課 伊藤課長

- 第2回検討会に引き続き関係者に対するヒアリングが行われ、不正防止に向けた取組等について説明がなされるとともに、質疑応答が行われた。
- 不正行為の有無等に関する自動車メーカー等の調査報告の結果について事務局より説明がなされた後、不正防止に向けた検討の方針について、ヒアリングの内容も踏まえて、意見交換が行われた。委員から出された主な意見は以下の通り。
 - メーカーにおいては、試験条件等に関するエビデンスを残す取組みや、型式指定申請前に設計変更区切りをつけて確認する取組みが行われるべきではないか。
 - 将来的には、デジタル技術により、不正行為があれば分かるような仕組みや、人を介在させない仕組みとしていくことが重要ではないか。
 - 今回の不正事案は認証制度に起因するものでなく、認証制度のあり方と今回の不正事案は分けて議論すべきである。
 - 不正の防止には、メーカーにおける法令遵守等を含む経営姿勢が重要。経営姿勢に関することが、何らかの形で国に報告されるような仕組みがあるべきではないか。
 - 第三者によるメーカーに対するチェックを制度化する場合、チェックを行う主体には技術的な専門性が求められることから、その要件について検討することが必要ではないか。
 - 不正行為を抑止するためのペナルティのあり方の検討にあたっては、その抑止効果、企業運営への影響、他の安全環境規制とのバランス等も踏まえ、既に現行制度にあるペナルティの効果も考慮した総合的な検討が必要ではないか。
 - 型式指定後における基準適合性等の監視体制について、大型車両等市場の車両で確認するのは難しいものもあるが、重要な課題であり、今後具体的に議論することが必要ではないか。
 - 自動車技術が高度化・複雑化する中、国もメーカーも型式指定に関わる業務の負荷が増える方向にあることにも留意すべきではないか。
- 次回の検討会は、これまでの検討会で出された意見を踏まえ、不正防止対策の案等について議論されることとなった。

以上